

紹介料金の返金制度について

内定者が入社日以降、3ヶ月以内に本人の一身上の都合で退職した場合は、原則として同等の能力を有する候補者を甲に推薦するものとする。

但し、候補者の推薦が困難な場合等は例外として受領した紹介手数料を減額し、次により返金する。

但し、特殊な要因による場合は協議して金額を決定する。

1. 1ヶ月以内・・・80%
2. 2ヶ月以内・・・50%
3. 3ヶ月以内・・・25%

許可番号 27-ユ-303879

事業所の名称及び所在地 メディカルタレントバンク株式会社 本社
大阪府江坂町2-8-12、池上第一ビル201